

	<h1>阪神水道企業団公報</h1>	令和5年3月15日(水) 第369号
		毎月15日発行

目 次

◇規 則◇

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇規 則◇

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団規則第1号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成7年規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 省略 2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)から(4)まで 省略 (5) 企業長の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、<u>皮膚潰瘍</u>等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害 (6)から(13)まで 省略 3 省略 (1)及び(2) 省略 (3) <u>チェンソー、ブッシュクリーナー、削岩機</u>等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事した </div>	<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 省略 2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 (1)から(4)まで 省略 (5) 企業長の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、<u>皮膚かきよう</u>等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害 (6)から(13)まで 省略 3 省略 (1)及び(2) 省略 (3) <u>チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機</u>等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事し </div>

<p>ため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害</p> <p>(4) <u>電子計算機への入力を反復して行う業務</u>その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害</p> <p>(5) 省略</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1) 企業長の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、企業長が定めるもの</p> <p>(2) <u>ふつ素樹脂</u>、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患</p> <p>(3) <u>すす</u>、<u>鉍物油</u>、<u>漆</u>、<u>テレピン油</u>、<u>タール</u>、<u>セメント</u>、<u>アミン系の樹脂硬化剤</u>等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患</p> <p>(4)から(6)まで 省略</p> <p>(7) <u>石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚</u></p> <p>(8) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症</p> <p>(9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>5 省略</p> <p>6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1) 患者の診療若しくは看護の業務、<u>介護の業務</u>又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患</p> <p>(2)から(5)まで 省略</p> <p>7 <u>がん原性物質</u>又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系腫瘍</u></p> <p>(2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系腫瘍</u></p> <p>(3) <u>4-アミノジフェニル</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系腫瘍</u></p>	<p>ため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害</p> <p>(4) <u>せん孔</u>、<u>タイプ</u>、<u>電話交換</u>、<u>電信</u>等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指の<u>けいれん</u>、<u>手指</u>、<u>前腕</u>等の<u>けん</u>、<u>けんしょう若しくはけん周囲の炎症</u>又は<u>頸肩腕症候群</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1) 企業長の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、企業長が定めるもの</p> <p>(2) <u>ふつ素樹脂</u>、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患</p> <p>(3) <u>すす</u>、<u>鉍物油</u>、<u>うるし</u>、<u>タール</u>、<u>セメント</u>、<u>アミン系の樹脂硬化剤</u>等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患</p> <p>(4)から(6)まで 省略</p> <p>(7) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</p> <p>5 省略</p> <p>6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1) 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患</p> <p>(2)から(5)まで 省略</p> <p>7 <u>がん原性物質</u>又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病</p> <p>(1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系しゅよう</u></p> <p>(2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系しゅよう</u></p> <p>(3) <u>4-アミノジフェニル</u>にさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系しゅよう</u></p>
--	--

<p>(4) <u>4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん</u></p> <p>(7) <u>ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん</u></p> <p>(8) <u>石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫</u></p> <p>(9) <u>ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病</u></p> <p>(10) <u>塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫又は肝細胞がん</u></p> <p>(11) <u>3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍</u></p> <p>(12) <u>オルト-トルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん</u></p> <p>(13) <u>1・2-ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん</u></p> <p>(14) <u>ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん</u></p> <p>(15) <u>放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫</u></p> <p>(16) <u>すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん</u></p> <p>(17) (1)から(16)までに掲げるもののほか、<u>がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</u></p> <p>8. <u>相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</u></p> <p>9. <u>人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病</u></p> <p>10 省略</p>	<p>(4) <u>4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん</u></p> <p>(7) <u>石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ</u></p> <p>(8) <u>ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病</u></p> <p>(9) <u>塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ</u></p> <p>(10) <u>放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺せんがん</u></p> <p>(11) <u>すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん</u></p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、<u>がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病</u></p> <p>8 省略</p>
---	---

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以

- 下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
 - 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。